

中国会社法における社員・株主の利益保護に関する一考察

——最近の裁判例を素材として——

劉 霆

一 序

一般に会社制度の導入に当たっては、社員・株主の利益保護がもつとも重要な課題とされる。会社の利益追求は社員・株主の利益追求の反映である以上、社員・株主にとっては自己の利益が会社法によって如何に保護されるかが重要な問題であるからである。その一方で、個人が単独に所有する企業でなく、個性を喪失した多数の者と共同に所有する会社であるために、企業所有者の権利も極度の団体的変貌をとげ、会社に対する各種の権利となって現れるのである。その結果、諸外国の会社法において、社員・株主の利益を保護するために種々の社員権・株主権が明確に定められている。つまり、

会社法における種々の社員権・株主権は社員・株主の利益を保護するためのものである。

現行中国会社法では、諸外国の会社法を倣い、多くの社員権・株主権が定められている。²たとえば、自益権として、①社員がその出資比率に応じて利益配当を受ける利益配当請求権（三三条前段）、②会社が新たに資本を増加するときは社員が優先して出資を引受ける増資引受権（三三二条後段）、③投下資本を回収するための社員の持分譲渡請求権および他の社員の優先買取権（三五条）、④会社清算後の残余財産請求権（一九五条三号）などが定められている。さらに、共益権としては、①四分の一以上の議決権を有する社員または総株式の一〇〇分の一〇以上の株式を有する株主の臨時総会の招

集請求権(四三条二項後段・一〇四条三号)、②総会議事録および財務会計報告書の閲覧権(三二条・一一〇条前段)、③会社経営に対する提案権または質問権(一一〇条後段)、④株主総会・取締役会の決議が法律・行政法規に違反し株主の適法な權益を侵害した場合には、株主は裁判所に対して当該違法行為および侵害行為の停止を請求する旨の訴えを提起できる差止請求権(一一一条)、⑤取締役の選任権および報酬決定権(三八条二号・一〇三条二号)、⑥社員総会または株主総会において社員または株主がその出資比率に応じて有する議決権(四一条・一〇六条)などが定められている。しかし、諸外国の会社法の社員権・株主権と異なるのは、上記各社員権・株主権の行使の方法・要件・効果、とくに会社が同権利の行使を認めない場合の救済手段および手続が具体的に定められていないことである。つまり、中国会社法に定められている社員・株主の利益を保護するための社員権・株主権には実効性が乏しく、いわば「画に描いた餅」でしかない。これは、中国においては会社法は国有企業改革のツールとしてしか考えられていなかったことに由来する。

現行中国会社法の立法者は、新たに生まれる会社の社員・株主の利益保護ではなく、政府と会社の関係に重点を置いてきた。立法当初の中国で展開された株主権論争は、いかにこの新たな企業制度における政府と会社の関係を定義するかと

いうことに集中している。この株主権論争からも明らかのように、社員・株主の利益保護に対する関心は最初から強くなかったといえる。そもそも、国有企業から生まれ変わった会社においても、政府は依然として会社に対して従来通りのコントロールができると考えていたため、会社法による自己の利益の保護を必要としなかったと思われる。

しかし、資本主義の下で生まれた会社制度は自由競争のルールに基づいて運営されなければならない。これまで政府が国有企業の経営者に対して行っていた監督方法をそのまま会社に持ちこむと、会社経営の効率が損なわれ、会社構成員の利益が侵害される恐れがある。その一方で、会社制度は、大衆から富を集め、規模の経済を実現するためのツールでもあり、経営者一人の利益のために利用されることを防ぐために、実効性のある企業統治を考える必要がある。この問題を解決するには、自由競争を維持することと企業統治システムを機能させるバランスの採れた会社法の整備が必要である。近代会社制度の発展においては、多くの企業統治システムが試みられてきた。その中で、現代の企業における合理的経営の要請に応じると同時に、株主自身に経営者に対する監督機能を発揮させるシステムが有効である。しかし、現行中国会社法において、そのための企業統治システムが構築されているとはいえない。すでに指摘したように、中国では企業統治

システムにおける重要な一環である社員権・株主権は十分機能しうるものとはいえない。つまり、社員・株主が社員権・株主権を利用して経営監督に参加することができない。それを改善するには、社員権・株主権を実質的な社員・株主利益の保護に役立つものになければならない。社員権・株主権が実際に使える権利であれば、政府は一般社員・株主として種々の社員権・株主権を利用して、普段の経営に干渉せずに、経営陣の行動に目を光らせることができるからである。政府が社員・株主の監督権限を果たせば、ひいては一般社員・株主の利益保護にもつながる。仮に、政府がその監督機能を果たさず、または国家株（政府が所有する株式）または法人株（国有企業関連の持株会社が所有する株式）が一般社員・株主の利益を侵害した場合には、一般社員・株主は、政府と同等な社員権・株主権を自己の利益擁護のために用いることができる。したがって、現行中国会社法の定める社員権・株主権が社員・株主の利益保護に役立たせるために改正することが必要である。そこで、現行中国会社法の定める種々の社員権・株主権には、どのような欠陥があるのが問題となる。とくに、社員・株主の有する監督権は、自分の利益範囲を超えて会社全体に影響を及ぼすために、立法論的には簡単ではなく、政策的な考慮により決めることができるし、諸外国の立法例を参照することもできる。そこで、いずれにしても

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察（劉）

現行法の問題点を指摘することが前提条件である。そのためには、実際の裁判例を検討することがもつとも有効かつ重要である。実際の裁判例において、現行の社員権・株主権が社員・株主の利益保護に役立つかどうか、裁判所はどのように株主の利益保護を図っているのかという点を明らかにすることによって、今後の会社法改正に寄与することができる。さらに、それを踏まえた上で、諸外国法の制度を参照しながら、中国の現状に適した方法を模索することができる。そこで、本稿では、社員・株主の利益保護に関連する最近の中国における四つの裁判例の検討が試みられる。これによって、中国会社法における社員・株主の利益保護の現状とその問題点の一端を明らかにすることができる。

二 裁判例の分析

1 投下資本の回収と社員の利益保護

中国会社法は有限会社の社員の持分払戻を認めていない（三四条）。そのため、持分譲渡が、実質的な投下資本の回収方法としてきわめて重要である。中国会社法はそれを予定し、有限会社社員の持分譲渡に関する規定を設けている。すなわち、「社員間においては、その出資の全部または一部を相互に譲渡することができる」（三五条一項）、「社員が、社

員以外の者にその出資を譲渡するときは、全社員の過半数の同意を得なければならない。譲渡に同意しない社員は、譲渡される当該出資を買受けない限り譲渡される当該出資を買受けないときは、譲渡に同意したものとみなされる（同条二項）。「社員の同意を得て譲渡される出資については、他の社員は、同等の条件で、これを優先して買受けることができる」（同条三項）。第三五条を見る限り、中国会社法は、社員間の持分譲渡と社員以外の者への持分譲渡とを区別して、社員以外の者への持分譲渡を制限している。

しかし、社員以外の者への譲渡の手続を定めている第三五条二項には不備がある。まず、①第三五条二項前段では、「全社員数の過半数の同意を得なければならない」と定められているが、同意を取り付ける具体的な手続が定められていない。つまり、「誰が」どのようにして「全社員の過半数の同意を得るのかについては明らかでない。次に、②第三五条二項中段では、「譲渡に同意しない社員は譲渡される当該出資を買受けない限り譲渡され」と定められているが、この場合の「社員」は同意しなかった社員全員であるのか、それとも社員が指定する者であるのかについても不明である。そして、「当該出資を買受けないときは、譲渡に同意したものとみなされる」という文言は、何を基準に「買受けない」と判断するのかについて明示していない。上記の①および②で分析した

ように、第三五条二項は、社員以外の者へ持分を譲渡しようとする社員の投下資本回収を保護するには十分ではない。以下に紹介する判例では、第三五条二項・三項が予定している制限に加えて、定款で社員の持分譲渡につき取締役会の承認を要するという制限が加えられている事例である。ここでは、このような制限が加えられた有限会社における投下資本の回収に当たり、中国会社法がどのように機能しているのかについて考察する。

〔裁判例一〕 有限会社社員の持分払戻請求訴訟（上海市第一中级人民法院二〇〇〇年二月二日民事判決（戸一中経終字第一六四三号）、原審上海市闵行区人民法院（二〇〇〇年）民事判決（閔経初字第一一六号））。

〈事実の概要〉

Y（被告・被控訴人）は、Yの前身である国有企業が国有企業改革を経て設立された有限会社であり、資本金五〇萬元、出資口の総数一〇〇口、出資一口の金額五、〇〇〇元である。

一九九八年二月五日、Yの設立総会が開かれた。この設立総会において、Yの定款が承認された。定款では、社員の持分の払戻・配当・譲渡・相続・贈与につき取締役会の承認を得なければならないと定められている一方、社員の持分の払戻・配当・譲渡・相続・贈与の方法については社員総会が定

めるとも定められている。しかし、その方法はいまだに定められていない。さらに、定款にはYの定時社員総会は毎年の一月に招集されること、および次の定時社員総会までの期間は一五ヶ月を超えてはならないとも定められている。一九九八年一月五日以後、Yは社員総会を招集しておらず、そして利益配当も実施していなかった。X（原告・控訴人）はYの従業員であった当時に、一〇口（五〇、〇〇〇元）の出資を引受けた。一九九九年一月一日、Yは上記Xの出資の払込を確認した上で、Xに対して「社員説明書」および「払込領収書」を交付した。一九九九年一月一日、Xは退職すると同時に、Yに対して持分払戻を請求したにもかかわらず、Yから何の回答も得られなかった。XはYが所在する行政区の企業体制改革弁公室¹⁰に対して、自分の持分払戻請求を解決するための社員総会を取締役に招集させるように求めたが、社員総会の招集が実現できなかった。これを受けて、XはYを相手取り、持分払戻請求およびそれによる損害賠償請求訴訟を起こした。原審は、以下の理由でXの請求を棄却した。

すなわち、有限会社の定款は構成員である社員を拘束するものである。Yの定款は、社員の持分の払戻・譲渡・配当・相続・贈与につき取締役会の承認を要すると定めている。当該定款は、社員総会が社員の持分の払戻・配当・譲渡・相続・贈与の方法を決定するとも定めている。ただし、今現在まで、

Yはその方法をいまだ定めていない。XはYの成立当時、一〇口の出資を引き受けた社員である。XがすでにYから退職したからといって、社員の地位を喪失したわけではない。そのため、Xは定款にもとづいてYに対して払戻を請求すべきである。XがYの取締役会の承認を経ないで、直接に裁判所に持分の払戻を請求することには法的根拠がない。

Xは、原審判決を不服として、以下の理由で控訴した。すなわち、Yは法律によってXに付与されている権利および義務を執行していない。XはYに対して持分払戻を請求したにもかかわらず何の回答も得られなかったため、裁判所に対して、持分払戻請求およびそれによる損害賠償請求を求めたものである。Xの請求を認めない原審の判決は不当である。

〔判旨〕控訴棄却。

「XはYの社員であるため、原則的に出資を回収しない義務を負っている。ある理由で払戻が必要となる場合には、会社の定款および関係法律の規定にもとづいて、社員総会の決議を経て、かつ取締役会の承認を得なければならない。よってXが取締役会の承認および社員総会の決議を経ないで、持分払戻を請求することには法的な根拠がない。本案の事実を照らして、原審の事実認定は妥当であり、法律適用も適切である。原審の判決は不当ではない。」

〈検討〉

本件事案は有限会社の社員の持分払戻請求に関する訴訟である。前述のように、そもそも中国会社法では有限会社設立後の持分払戻が認められていない（三四条）ので、裁判所はこの第三四条にもとづいて本件事案のXの請求を棄却することもできる。本判決および原審のように、Yの定款事項である①持分払戻について取締役会の承認を受けなければならぬこと、②持分払戻の方法は社員総会決議によらなければならぬという二点を挙げて、取締役会承認および総会決議を経ない持分払戻請求を認めないと判示する必要はないと思われる。ただ、第三四条、あるいは本判決の判決理由のいずれによっても、結果は変わらない。すなわち、Xの持分払戻請求を認めない本判決および原審判決は妥当である。しかし、本件事案のような持分払戻請求は、投下資本の回収という特質を備えている。前述のように、中国会社法は有限会社の投下資本の回収を実現させるために、持分譲渡に関する第三五条を定めている。しかし、投下資本を回収しようとする社員の利益をどのように保護すればよいかという観点から考えれば、本件事案には、第三五条二項の問題点のほか、以下のような問題点がある。

（二） Xの利益配当請求権

前述のように中国会社法は有限会社の社員の持分払戻を認めていない。そのため、社員が投下資本を回収する方法は、持分の譲渡しか考えられない。しかし、中国会社法第三五条は持分の譲受人がいることを前提としている。第三五条には問題があるものの、譲受人がいれば、譲渡しようとする社員は、第三五条に定められている手続を踏んでいけば、自分の持分を譲渡して投下資本を回収できるが、本件事案のYのような小規模有限会社において、社員が譲渡相手を探すのは困難である。そもそもXは自分の持分を譲り受ける人がいるならば、会社に対して持分払戻を請求しなかつたと思われ。つまり、本件事案のXのような譲受人のいない社員の投下資本回収を保護するには、第三五条が機能しないのである。

譲受人も見つからない閉鎖性の強い有限会社においては、社員の投下資本の回収を保護することは不要であるという考え方もありうる。しかし、本件事案のように、Yは定時総会を召集しておらず、かつ利益配当も実施していなかった。中国会社法は、社員総会が会社の最高権力機関であると定めている（三七条中段）。社員総会は以下の権限を有すると明文化されている。すなわち、①会社の経営方針および投資計画の決定（三八条一号）、②取締役および社員代表の監査役の選任・解任および報酬の決定（三八条二号・三号）、③取締

役員および監査役会または監査役の報告の審議・承認（三三八条四号・五号）、④会社の年度財務予算案および決算案の審議・承認（三八条六号）、⑤会社の利益処分案または損失処理案の決定、⑥会社の登録資本の増加または減少の決定、⑦社債券の発行の決定、⑧社員による社員以外の者に対する出資の譲渡に関する決議、⑨会社の合併、分割、会社の組織変更、解散および清算等に関する事項の決定、⑩会社の定款の変更。そこで、Yが社員総会を開催しないことは、Xの社員としての権利行使を侵害したことになる。とくに、Xは社員総会において自益権である第三三条の利益請求権を行使することができなくなっている。XがY会社に投資の意味はもはや存在しない。

（二） Xの臨時社員総会の招集権

本件事案では、定款に持分の払戻、譲渡などにつき取締役会の承認を要する旨が定められている¹²。本来ならば、Yの取締役はXの持分払戻請求に対して、取締役会を招集し、その承認可否を決議しなければならないのに、Xの請求を無視している。中国会社法は、四分の一以上の議決権を有する社員、または三分の一以上の取締役若しくは監査役は臨時社員総会を招集することができる¹³と定め（四三条二項後段）、Xは臨時社員総会の招集を求めるとできるが、本件事案ではXのYの総資本における持分は一〇口であり、臨時社員総会を

招集するための議決権数要件の四分の一以上である二五口に達していない。したがって、Xのように、臨時社員総会を招集できるだけの少数社員権を有しない社員にとつては、社員総会において、投下資本の回収をはかることができなくなるのである。そこで、Xが裁判所に対して、取締役会が社員総会を招集するよう請求することができるかどうかという問題が生じる¹³。もしこれが認められないとすると、Xは投下資本を回収することもできず、利益を享受することもできない状況に陥る。現行中国会社法のもとでは、Xは株主としての利益をまったく保護されていないことになる。

第三五条二項の問題点を含めて、以上の二点につき、立法上、何らかの対策を考える必要がある。前述の第三五条二項における問題点を解決するためには、日本法のように社員総会または取締役会に持分または株式の先買権者の指定を認めるシステムもあるが、このシステムは譲受人のいない本件事案には機能しない。前述のように、閉鎖性の強い有限会社における社員の投下資本の回収には第三五条の規定で十分であるという考えもあり得るが、少なくとも、国有企業を組織変更して成立した会社が中国の会社の多数を占めている以上、Xのような状況に置かれている社員または株主を救済するための法改正が必要である。そこで、考えられるのは臨時社員総会招集請求権である。すなわち、臨時社員総会招集権を持

たない社員には、招集請求権を認める方法である。会社が裁判所の命令にそむいて招集しない場合、裁判所が当該社員の請求を、会社に代わって判断することができるというような手続を定める必要があると思われる。さらに、第四十一条を改めて、会社に対し年に一回の社員総会招集を義務付ける必要もある。

2 瑕疵ある総会決議と社員・株主の利益保護

裁判例一のように、取締役が社員の私戻請求を承認するための取締役会を招集しないこと、および社員総会を招集しないことは、取締役の職務懈怠を構成するため、取締役の責任問題が発生する。しかし、中国会社法では、社員・株主による取締役の責任追及訴訟が認められていない。中国会社法では、株主が訴訟を通じて自分の利益を守ることができるのは、瑕疵のある総会決議または取締役会決議に対する株主の差止請求権を認めた第一十一条の規定だけである。第一十一条は「株主総会および取締役会の決議が法律、行政法规に違反し、株主の合法的な權益を侵害するときは、株主は、裁判所に対して当該違法行為および侵害行為の差止を求め訴えを提起することができる。」と定めている。さらに、第一十一条における株主権は、株主が一株さえ所有すれば提起できるいわゆる単独株主権であり、株主の利益保護の面から考えれば、

第一十一条は極めて重要である。しかし、実際には、第一十一条の適用・解釈をめぐる訴訟はほとんどみられない。そのため、次に紹介する二つの判例は、第一十一条の適用・解釈をめぐる訴訟上の実態を考察するうえで非常に貴重である。

〔裁判例二〕 社員総会決議の無効確認請求訴訟（控訴審

福建省福州市中级人民法院一九九六年二月二九日判決、
原審福建省平潭县人民法院一九九六年九月二七日判決）
〈事実の概要〉

Y（被告・控訴人）は、一九九四年一〇月に国有企業改革を受けて設立された有限会社である。Y1（被告）はYの代表取締役である。Yの定款では、総資本の一〇%以上の持分を所有する者が社員となること、および本定款事項が登記を主管する機関に認定された登記事項と抵触した場合、登記を主管する機関に認定された登記事項を正当な定款事項とする旨が定められている。さらに、定款では、社員総会が議事録を作成しなければならぬこと、かつ出席社員が議事録に署名しなければならぬことも定められている。

この定款と別の「社員議定書」によれば、Yにおける国家の持分、Y1の持分およびX（原告・被控訴人）の持分は、それぞれ、総資本の二〇%の一〇万元、総資本の四〇%の二〇万元、総資本の四〇%の二〇万元である。さらに、一九九

四年一月一六日、Yは訴外Aほか一四名に對して、個人別に「Y出資金、金額一萬元」と稱する領收書を交付した。

Yが自己の所在する工商行政管理局(会社設立の登記機関)に提出しかつ認証された「会社設立登記申請書」によると、Yの資本金は五〇萬元である。その内訳は、国家の持分の一〇萬元(総資本の二〇%)、Xの持分の二〇萬元(総資本の四〇%)、Yの持分の六萬元(総資本の一三%)、訴外Aほか一四名の持分の各一萬元(それぞれ総資本の二%を占める)となっている。Yが代表取締役、Xが取締役兼執行役に、訴外甲が取締役兼経理担当に就任した。国家持分の代表に訴外乙が就任した。

一九九六年二月二八日、Yの社員総会および取締役会が召集され、X、Yおよび乙が出席した。この総会において、甲の取締役解任および乙の取締役選任の議案が決議された。しかし、X、Y、乙は当該総会の議事録に署名しなかつた。翌二九日、YはYおよび乙が署名した社員総会決議という名目で「取締役の交代に関する通知」を各社員に配布した。その内容は、甲が定年退職の年齢を超えたため、一九九六年二月二八日の社員総会において、甲の取締役解任および乙の取締役選任が決議されたとなっている。上記通知にXは署名しなかつた。さらに、同年三月八日、Yは取締役会決議の名目で、甲を経理担当から解任して、丙を経理担当に選任した。

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

同年三月二一日、Yはふたたび社員総会および取締役会を召集し、そこにおいて、Xの執行役の解任、Yの執行役の選任、およびX、乙の副執行役の選任という議案が決議された。翌二二日、Yは取締役会決議の名目で上記の選任および解任の通知を発表した。さらに、一九九六年六月五日の原審審理中、訴外社員丁は上記の社員総会において、Yに議決権の代理行使を委任していなかつたことを証言した。

Xは、「上記の二つの決議(二月二八日の社員総会決議および三月二一日の取締役会決議)は、代表取締役であるYと国家持分の代表者である乙が悪意で共謀した結果であり、手続上だけではなく実体法上にも中国会社法の規定に違反しているため、Xの社員、取締役および執行役としての合法的な權益が侵害された」と主張し、裁判所に対して、前述の解任および選任行為の無効を請求した。これに對して、YおよびYは以下のように主張して、Xの請求を棄却するように裁判所に求めた。すなわち、Yは訴外Aほか一四名に委任された社員代表であり、A等から出資額を受取り、自己の意義でYに投資した。よつてYにおけるYの持分はYの総資本の四〇%を占めている。上記の社員総会および取締役会の決議は、総資本の六〇%を占める国家持分代表乙とYが、決定かつ署名したものである。手続上も、または実体法上も、会社法の規定を遵守している。

〔原審判旨〕

「中国会社法第一二一条は、株主総会・取締役会の決議が法律・行政法規に違反し株主の合法的な權益を侵害した場合に、株式会社株主は裁判所に対して当該違法行為および侵害行為の停止を請求する旨の訴えを提起する権利を有すると定めている。第一二一条は株式会社適用される条文であるが、同条は有限会社に適用されることを制限していない。よって、本廷は本件を受理することができる。」

社員間に紛争が発生した場合には、社員総会の議事録が重要な証拠となる。会社法第四四二項は「社員総会は、附議事項の決定につき議事録を作成し、総会に出席した社員は議事録に署名しなければならない」と定めている。しかし、本件の二月二十八日の社員総会に出席した三名の社員のいずれも、当該総会議事録に署名していない。Y1が会社法および定款関係規定に違反し、社員総会の名義で取締役交代の通知を出したことは、社員間に紛争が発生した際、会議の真実を調べることができず、そして会議内容の真実性を判断することもできなくなったことをもたらした。そのため、本件の社員総会で決議された取締役交代は無効である。さらに、乙が取締役の身分で三月二一日の取締役会で行使した議決権も無効である。中国会社法第四四二項、民法通則第五八条一項五号¹⁵⁾もとづいて、以下のように判示する。①Yによる甲の取締役

解任行為、および乙の取締役選任行為は無効である。②YによるXの執行役解任行為、Y1の執行役選任行為およびXの副執行役選任行為は無効である。③Yによる丙の經理担当解任行為は無効である。」

Yは、原審を不服として控訴した。控訴理由は以下のようである。すなわち、中国会社法は有限会社の社員に、社員総会・取締役会の決議に対して提訴することを認めていないため、Xの請求には法的な根拠がない。本件は裁判所の受理範圍に属しない。本件のYの社員総会および取締役会の決議は、手続上でも実体法上でも会社法および会社定款に合致している。これに対して、Xは、「有限会社の社員総会・取締役会決議は一般民事行為であり、会社法の適用を受ける同時に、民法の適用も受ける。Yは会社法の規定にもとづいて社員総会および取締役会を招集していないため、そこで決議された取締役・執行役の解任、執行役・經理担当の選任・解任行為は、社員、取締役および執行役としてXが有する合法的な權益を侵害している」と主張し、Yの控訴の棄却、原審判決の維持を求めた。

〔控訴審判旨〕 控訴棄却。

「本件で争われている法律関係は、XによるYの民事行為の無効確認である。Yの内部の人事選任行為は一般的な民事行為であり、会社法の適用範圍内にある。紛争の解決を裁判

所に求めることは、会社法では禁止されていない。本件が裁判所の受理範囲に属しないというYの主張を支持することができない。Yは、二月二十八日の社員総会の招集日の一五日前に社員全員に招集通知を出したこと、および出席社員が総会議事録に署名したことを立証する十分な証拠が有していない。よって、Yの社員総会で決議された取締役の交代行為は無効な民事行為である。乙が取締役の身分で三月三十一日の取締役会で行使した議決権も無効であるため、執行役の選任・経理担当の選任という取締役会決議も無効となる。本廷廷は、Yの社員総会の取締役交代行為、取締役会の執行役・副執行役の選任、経理担当の選任行為は合法であるとする主張を支持することができない。」

〈検討〉

前述のように、中国会社法で唯一株主に認められた会社法上の訴訟は、瑕疵のある株主総会・取締役会決議を攻撃することができる第一一条の差止請求訴訟である。しかし、実務上では、これに関する訴訟が少ないため、第一一条を適用解釈した本判決は極めて重要である。本件事案は社員総会決議の無効確認請求に関する訴訟であるため、被告となるのはあくまでも会社のみである。したがって取締役である社員Yが被告にされたことは妥当ではないと思われる。しかし、

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

この点を除いても、本件事案にはさらに以下のような問題点がある。

(二) 有限会社における第一一条の適用

Yは第一一条が株式会社に適用されるものであり、有限会社には適用されないことを上訴理由として主張している。原審は、第一一条が株式会社に関する条文であると認め、一方、会社法が第一一条を有限会社に適用することを禁じていないことを理由に、有限会社であるYに第一一条を適用した。控訴審は、訴訟で争われているのが会社の構成員間の民事行為の効力である以上、会社法の適用を受けると判断し、Yの控訴理由を認めなかった。しかし、第一一条は中国会社法の第三章「株式会社の設立および組織機構」の第二節に組み込まれているため、立法者は第一一条については株式会社だけに適用されることと予定していると解されなくもない。したがってYの主張は正当であるように思われるが、第一一条の差止請求訴訟は、中国会社法上認められた唯一の株主利益救済訴訟である点から考えれば、有限会社の社員に認めないのは不合理である。つまり、有限会社に対し第一一条の準用規定を設けていないことは中国会社法の欠陥である。そして、本件事案の原審および控訴審判決が、この欠陥を補充するため、第一一条を有限会社にまで拡張して適用することにより社員の利益保護をはかったことは妥当であ

る¹⁶⁾

(二) 株主差止請求権の性質

第一一条の株主権は株主差止請求権といわれている。これはその文言である「当該違反行為および侵害行為の差止を求め訴えを提起することができる」から由来する。しかし、本件事案において、Xは総会決議および取締役会決議の無効確認を請求している。したがって、Xが第一一条にもとづいて上記の請求を裁判所に求めることができるのかという疑問が残る。この疑問は第一一条の「株主総会および取締役会の決議が法律、行政法規に違反し、株主の合法的な權益を侵害するとき」という文言にも由来する。すくなくとも、この文言には二つの疑問がある。すなわち、①法令違反事実、または株主權益侵害事実のいずれかがあれば、総会決議が違法となるのか、あるいは法令違反事実および株主權益侵害事実が同時に発生しなければ、総会決議の違法性は認められないのか、また②法令違反となるのは、決議の手續違反もしくは内容の違反のいずれがあった場合か、あるいは両者はとも法令違反の原因になるのか。

通説によれば、総会決議の攻撃方法につき、瑕疵または行為の態様によって三つに分かれる¹⁸⁾。すなわち、①決議の内容の瑕疵による法令違反行為は、当然無効とされる。ただし内容違反について異議がある場合、株主は裁判所に確認の訴え

を提起することができる。内容違反の判決が出された場合、決議事項の不存在が確定する。②決議の手續の瑕疵による法令違反行為において、株主は取消しを請求することができる。召集手續違反の場合、株主総会のすべての決議を取り消されなければならない。決議手續違反の場合、当該決議だけを取り消す。③侵害行為の場合、当該侵害行為の差止を提訴することができる。ただし、その前提条件としては、決議違反の事実だけでなく、株主の利益が侵害されたという事実が存在しなければならない。

この通説は、法令違反行為と株主利益侵害行為と分けて考えている。つまり、法令違反の総会決議は、取消請求または無効確認請求訴訟の提訴事由となる。株主利益侵害行為のある総会決議は差止の提訴事由となる。しかし、たとえば、有利な価格で株主以外の第三者に新株を発行する総会決議を考えてみると、この決議の執行に対する差止は、あくまでも、有利な価格で第三者に新株を発行する決議の無効確認請求を本案訴訟とする、新株発行停止の仮処分である。本件事案についていえば、取締役選任という総会決議の無効確認請求を本案訴訟として、取締役の職務執行停止の仮処分について、株主が差止請求訴訟を提起することができる。このように考えれば、この通説における侵害行為差止は、総会決議取消または無効確認請求訴訟に伴う仮処分についての差止であると

考えられる。つまり、第一一一一条の株主差止請求権は違法決議の事後的な救済を目的としているため、決議の効力を争うことが第一一一一条の差止請求訴訟における究極の目的となる。²⁰したがって、裁判所がXの決議無効確認請求訴訟を受理することは妥当である。

さらに、通説によれば、決議の手續上の瑕疵および内容の瑕疵の両者がともに法令違反を構成する。²¹すなわち、法令違反をもたらず原因には、①手續上の瑕疵Ⅱ行為の瑕疵、②内容の瑕疵Ⅱ採択された決議そのものの瑕疵、という二種類がある。さらに、手續上の瑕疵にも、招集手續上の瑕疵および決議手續上の瑕疵の二種類がある。²²しかし、法令違反行為が株主権益の侵害行為の前提条件であるものの、法令違反行為を構成するには、株主権益の侵害を要しないことは妥当ではないと思われる。著しく株主の利益を侵害した総会決議は、たとえ手續上の瑕疵がなくても、内容の瑕疵に当たると考えられる。

以上の分析をまとめると、すくなくとも、第一一一一条には三つの問題点がある。まず、第一一一一条は違法な総会決議等の救済の目的を有している以上、株主が当該決議執行の差止の仮処分を申し立てることも可能であるが、文言上では総会決議の無効確認請求と明記したほうが合理的であると思われる。次に、差止請求のためには、法令違反事実と株主権益侵害

事実の両者が必要であるとすると、株主に対する侵害事実があっても、法令違反でない場合は、株主が訴えを提起することができなくなる。つまり、法令違反のない場合、株主は自分の権利が侵害されても救済されない。これは株主利益保護の観点からみれば、甚だしく不合理である。最後に、手續上の法令違反につき、単なる法律・行政規定に対する違反の事実のみを要し、侵害事実を不要とすれば、軽微な手續上の法令違反がただちに決議の無効となり、株主の悪意による濫訴を誘発しかねないため、かえって他の株主の利益を侵害することとなる。

上記の三つの問題点以外に、総会決議無効確認請求に関する訴訟手続きの問題として、さらに以下の四点の問題がある。すなわち、①提訴期限、②判決の対世効、③株主の原告適格④同一決議における複数訴訟の問題である。しかし、第一一一一条には上記①ないし④に関する規定がない。そして、本件事案の原審判決および控訴審判決のいずれもは①ないし④の問題点を触れていないので、裁判所の判断を窺うことができない。

そして、この裁判例二は総会決議の手續上の瑕疵に関するものであり、決議の内容の瑕疵に関する先例とはならない。同判例の評釈は、総会決議の瑕疵について手續上の瑕疵と内容の瑕疵に言及しつつも、内容の瑕疵の具体的な意味に触れ

ていない。²³⁾この点、総会決議の内容の瑕疵を理由に総会決議を無効にした以下の裁判例三は重要である。

〔裁判例三〕株主総会決議の執行請求訴訟(控訴審南京市中级人民法院一九九七年九月一二日判決。原審南京市鼓楼区人民法院一九九六年一月一日判決。²⁴⁾)

〈事実の概要〉

Y(被告・控訴人)は、一九九三年六月に縁故募集により設立された株式会社である。Yは定款規定にもとづいて、内部従業員株を発行した。X(原告・被控訴人)は一九九六年二月までYの従業員であり、その在職中、一万三〇〇〇株の額面一元の内部従業員株を購入した。Yは一九九四年および一九九五年において二度の株式配当を行った結果、Xの所有する内部従業員株は二万九二五〇株になる。

一九九五年一〇月、Yの取締役会および株主総会は、額面額で内部従業員株を買受ける方法により回収した株式の金額に応じた資本減少の議案を可決した。さらに、当該決議は南京市経済体制改革委員会の承認を受けた。しかし、その後回収資金不足の理由で、当該内部従業員株の買受けが執行されていらない。さらに、一九九六年七月二日および同年八月一日、Yは取締役会および株主総会で、当該内部従業員株式買受けの執行を延期することを決議した。そこでXは、Yが

株主総会決議を執行していないことを理由として、Yに対して額面額でXの所有する内部従業員株を買受けることを命じるよう裁判所に求めた。

Yは、以下の理由を主張し、Xの請求を退けることを求めた。すなわち、たしかにYの株主総会は内部従業員株の買受けに関する決議を行ったが、それと別に内部従業員株の買受けの執行を延期する取締役会決議および総会決議がなされたので、XにはYに対して内部従業員株の買受け決議の執行を請求する法的な根拠がない。

〈原審判旨〉請求容認

「Yは法にもとづいて設立された株式会社であり、独立の法人格を有している。Yの内部従業員株買受けに関する株主総会決議は、Yの株主総会において決議されたものであり、かつ南京市経済体制改革委員会に承認されたものである。よって、その決議は有効である。Y会社の無資力を理由とする買受執行の延期には理由がない。民法通則第七二条一項および中国会社法第一〇二条、第一〇三条八項、第一三〇条ならびに第一四九条一項にもとづき、以下のように判示する。Yが本判決の効力発生後三〇日以内に、一括して二万九二五〇元でXの所有する内部従業員株を買受けることを命じる。」

Yは原審判決を不服として控訴した。Yの控訴理由は以下の通りである。すなわち、従業員の所有する株を他の従業員

に譲渡すること、または会社による買受けをすることもでき
るが、会社は買受ける義務を負っていない。Yに対する原審
の買受命令には法的な根拠がない。

〔控訴審判旨〕破棄自判

「会社が自社株を買い受ける場合には、同株同権、同株同
益の原則（株主平等原則）のもとで行われなければならない。
Yは縁故募集により設立された株式会社である。その株式は
発起人株、その他の法人株および内部従業員株の三部分によ
り構成される。本件における内部従業員株のみを買受ける株
主総会決議は、同株同権、同株同益の原則に違反している。
会社が自社株を買受ける場合、以下のような法定の手續を守
らなければならない。資本減少の株主総会決議のほか、貸借
対照表および財産目録の作成、上記株主総会決議のあった日
から一〇日以内の債権者への通知、かつ同決議日から三〇日
以内の三回以上の新聞広告による揭示である。Yは上記の法
定手續の中、資本減少決議しかしていないので、Yによる本
件の資本減少にともなう内部従業員株買受決議は無効であ
る。」

〔検討〕

(一) 法律と行政法規の法源順位

原審はYによる自社株である内部従業員株の買受け決議は

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

南京市経済体制改革委員会の承認を受けていることを当該決
議有効の一つの要件とした。ここでいう南京市経済体制改革
委員会の承認は、「縁故募集有限公司内部従業員株管理規定」
(以下、管理規定という) 第二三条にもとづくものである。

これによると、「内部従業員株は、所有者が退職、死亡また
はその他の特別状況下において、譲渡期限の制限を受けず、
当該会社のその他の内部従業員に譲渡すること、当該会社に
より買受けることもできる。」とされる。要するに行政機関
の承認を受けていれば、法律違反とはならない。このような
行政法規が法律に優先するという考え方はしばしば中国の判
決にみられる。

控訴審は、当該総会決議が行政法規にもとづいたことが当
該決議の有効となる要件であるかどうかという点について直
接に判断していない。しかし、上記委員会の承認が控訴審の
列挙した総会決議有効要件の中に含まれていないことから、
総会決議有効の要件とみなしていないと推測できる。とくに
上記の管理規定第二三条の規定は、中国会社法第一四九条一
項に反することは明らかである。法律と行政法規が抵触した
際、法律の優位性を認めた控訴審の判断は評価に値する。²⁷⁾ 本
件控訴審の判断は先例としての意義が大きい。

(二) 資本減少にともなう自社株買受総会決議の効力

Xは、Yの株主総会の決議を執行することを請求した。一

方、Yは当該決議の執行を延期する別の総会決議がある以上、当該総会決議を執行する必要はないということを理由にXの請求棄却を求めた。しかし、本件控訴審は当該総会決議の無効を判示した。つまり、裁判所が判断した争点は原告および被告の争点とは別個のものになっている。控訴審の判決によつて、Yは延期した当該総会決議を執行することができなくなった。この点に限つていえば、本件控訴審の判決は妥当ではないと思われる。しかし、本件控訴審は決議の内容に瑕疵のあつた総会決議の効力を判断した初めての判例として注目に値する。

まず、中国会社法では、Xの請求内容となつている会社による自社株である内部従業員株の買受けは禁止されている。その弊害として、以下の四点が指摘されている。²⁸⁾すなわち、①資本・法定準備金を財源とする買受けは株主への出資戻しと同様の結果を生じ債権者の利益を害する、②配当可能利益を財源とする買受けでも流通性の低い株式を一部の株主・社員のみから買受けると株主相互間の投下資本回収の機会の不平等を生じさせ、また取得価格いかによつても残存株主等との間の不平等を生じさせる、③反対派株主から株式を買受ける取締役が自己の会社支配を維持する等、経営を歪める手段に利用される、④相場操縦・インサイダー取引などに利用される、ということである。そのため、中国会社法は、

会社による自社株の買受けは原則として認めていないが(一四九条一項本文)、会社の資本減少による株式の消却および自社株を所有する他の会社との合併に限つて、例外的に認めている(一四九条一項但書)。そして、中国会社法は日本商法と同じように資本減少による株式の消却について次のような厳格な要件を定めている。①株主総会は資本減少の総会決議をしなければならぬ(一〇三条八号)。²⁹⁾②貸借対照表および財産目録を作成しなければならぬ(一八六条一項)。³⁰⁾③資本減少決議のあつた日から一〇日以内に債権者に通知しなければならぬと同時に、三〇日以内に新聞において三回以上の公告をしなければならぬ(一八六条二項前段)。³¹⁾④債権者は通知書を受け取つた日から三〇日以内に、または通知書が届いていない場合、第一回公告から九〇日以内に、会社に対して債務の返済または相当なる担保を求めることができ(一八六条二項後段)。³²⁾⑤資本減少後の登記資本は最低資本額を下つてはならない(一八六条三項)。³³⁾⑥会社は上記の自社株の買受のあつた日から、一〇日以内に当該株式の定款から抹消しなければならぬ(一四九条二項)。³⁴⁾⑦会社は登記資本を減少する場合、資本減少決議または決定のあつた日から九〇日以内に、新聞に三回以上の公告をなしたことを証明できるものおよび公司債務の返済または担保状況の説明を添付して、登記事項変更の申請をしなければならぬ(登

記管理条列第二八条三項)。

本件事案の事実を上記①⑦の要件に照らしてみると、Yが②③④⑤⑥⑦の手続を行っていないことが分かる。原審判決が認定した「手続完備である」とは程遠いといえる。

この点について、控訴審が減資手続に瑕疵があったと判断していることは妥当である。しかし、たしかに一連の手続を踏まない限り、会社は自社株を買受けることができず、裁判所がその手続を踏まないことを理由(以下、第一の無効理由という)に、手続のひとつである減資決議を無効にしたことは妥当ではない。買受けができなくなったのは、むしろ、会社が株主総会決議の執行義務を怠って、その他の手続を遂行しない結果である。もともと、本件控訴審が株主総会決議の無効と判断したもうひとつの理由は、一部の株主の株式のみを買受けることは株主平等原則に反するからということである(以下、第二の無効理由という)。そもそも、この第二の無効理由があれば、第一の無効理由は不要であると考えられる。

この第二の無効理由は株主平等原則を根拠にしている。控訴審は具体的な条文こそ示していないが、「同様同権・同利益」という判決の文言から、この判断の根拠条文となっているのは第一三〇条一項である。同項は、「株式の発行は、公開・公平・公正の原則に則り、同一種類の株式が同一の権

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

利および利益を有するものでなければならぬ。」とする。⁽²⁰⁾

同項は、株式の発行に関するものであって株主平等を正面から唱えているわけではない。しかし、少なくとも、同一種類の株主が同一の権利を有するのであれば、本件事案の内部従業員株は、発起人株および法人株とは同種類の株である以上内部従業員株のみが買受けの対象となる総会決議は、第一三〇条一項の違反であると認めることができる。これを無視した原審判決は妥当でない。控訴審判決が、当事者の請求の争点からずれたものの、決議の内容の瑕疵まで踏み込んで、株主平等原則を本件事案に適用したことが、これからの会社法訴訟に大きく影響することは否定できない。とくに、序で述べたように、中国の会社では国家株・法人株が発行株の過半数を占めていることを考えれば、株主平等原則は、少数株主である一般株主を保護するためにはきわめて意義がある。

3 株主代位訴訟⁽²¹⁾と株主利益保護

前述のように、中国会社法第一一条は現行中国会社法で株主に認められた唯一の自己救済訴権である。現段階では問題があるものの、すくなくとも、自己の利益を守るために、株主は第一一条にもとづいて裁判所に救済を求めることができる。しかし、自己の利益が侵害されたにもかかわらず、会社法上その訴訟による救済が認められていない場合、株主

にとつて、訴訟を通じて救済を求める道が絶たれる。次に検討する判例は、社員³²の代位訴訟の適法性がはじめて認められた。中国会社法訴訟に関するリーディング・ケースとなるものである。この裁判例で問題とされるのは有限会社であるが、会社の構成員が会社を代行して第三者の責任を追及することにおいては、株式会社には適用しうるものである。

〔裁判例四〕 有限会社社員³³の代位による貸付金返済請求訴訟 (福建省廈門市思明区人民法院一九九七年一月五日取り下げ裁定)

〈事実の概要〉

一九九六年六月一八日、X (原告) (有限会社)、Y1 (被告) (有限会社) および訴外Aほか四名は共同して一〇〇〇万円を出資し、Y2 (第二被告) を設立した。Y1の執行役である訴外EがY2の代表取締役および執行役に就任した。訴外FはY2の監査役に就任した。しかし、普段ではFは監査業務を行わず、本件提訴時にすでに定年退職していた。

一九九六年九月、Y2は廈門市から危険建物の改造工事を請け負った。一九九七年五月六日、Y2は中国建設銀行廈門市支店から「危険建物の改造工事に関する移転補償専用」とされた使途特定の一〇〇万円を借り入れた。しかし、借入の当日に、EはY2の代表取締役および執行役の権限を利用し

て、自分が執行役をとめるY1宛に、Y2の一〇二万円の振替小切手を振り出して、上記借入金³⁴をY1の流動資金に流用した。同年七月三日、中国建設銀行廈門市支店はこの事実を発見した後、直ちにY2に対してその違反(使途特定貸付金の流用)を指摘した。その指摘は以下の通りである。「Y2が廈門市の危険建物解消のための政策的な低金利使途特定貸付金を流用したことは、法律・行政法規および廈門市の条例に対する重大な違反である。七月五までに流用した貸金の二〇〇万円および一日あたりにつき一万分の六の遅延損害金を支払うことを要求する」。

その後、XがY1に催促したにもかかわらず、一九九七年八月二五日まで、Y1はY2に対して一〇二万円しか弁済しておらず、残りの一〇〇万円および遅延損害金をまだ支払っていない。一九九七年八月二五日、XはY1を相手取り、一〇〇万円の返還およびその利息・遅延損害金ならびに建設工事の中止により生じた損害賠償をY2に支払うことを求めた。

〈裁定内容〉

裁判所は、まず、Y2は本件の請求の直接受益者であるため、本件の利害関係人と認定した上で、Y2の訴訟参加を求めた。裁判所は、関係当事者に対して、Y2の社員総会を召集させ、Y2によるY1に対する直接提訴の可否を決議するようと命じたにもかかわらず、Y2の社員総会が召集されな

かつた。この結果を受けて、一九九七年九月五日に、裁判所は、Y2を本件の被告に追加し、本件を受理した。そして、裁判所は次のように判断した。「XはY2の社員であるため、Y2の利益が侵害された場合に、XはY2の損害を救済するための訴訟を提起することができる。Y1およびEが使途特定借入金を流用した事実は、明らかであるため、Y1はY2に対する借入金元本、利息、遅延損害金を支払い、かつY2が被った損害を賠償しなければならない。」

しかし、裁判の進行中、裁判所は各当事者の要望によって和解を進め、かつ各当事者の監督官庁と積極的に協力し、最終的に当事者の訴訟外和解合意を成立させた。一九九七年一〇月五日、Xは裁判所に対して訴訟の取り下げを申し立てた。これを受けて、裁判所は民事訴訟法第一三一条一項、第一四〇条一項五号にもとづいて、同日Xの訴訟取り下げを認める裁定をなした。

〈検討〉

本件事案の評釈では、株主代位訴訟を以下のように定義している。すなわち、「会社株主代位訴訟とは、会社が訴訟を通じて会社の機関構成員の責任を追及しまたは会社の合法的な権益を保護することを怠った場合、法的な条件を満たした株主が、会社の利益のために法的な手続きにもとづいて会社

を代位して提起する訴訟である。」³⁴⁾さらに、同評釈は以下のように株主代位訴訟の意義を指摘している。「現代会社制度の下では、会社の利益は、株主、債権者および従業員との利益の実現を保障するものである。よって会社の財産が侵害された場合、会社機関が会社の訴権を行使し法的な救済を通じて会社の利益の喪失を挽回しなければならない。しかし、会社機関の構成員（たとえば大株主、取締役、執行役）自身が権利侵害の行為者であり、または権利侵害の行為者と共謀した場合、会社の訴権が行使されることは不可能である。これは最終的に会社および株主の利益を侵害することとなる。そのため、株主に代位訴権を認めることは有益である。」³⁵⁾ただし、本件事案のように社員に代位訴権を認めることは、会社の利益、ひいては社員の利益の保護につながることを首肯できる。しかし、中国会社法にはこのような株主代位訴訟に関する明文規定はないため、実際の運用上には多くの問題がある。

(二) 株主代位訴訟の原告適格問題

中国は大陸法系に属している。つまり、成文法のシステムである。株主代位訴訟に関する明文規定がない場合、はたして、裁判所が株主にこのような訴権を認めることは現行法制度上許されるのか。仮に本件のように訴訟が許されている場合にも、原告株主の適格要件は不明である。前述の評釈では

提訴株主の資格要件を列挙している。³⁶①原告株主は権利侵害発生時に株主であること、②原告株主は訴訟提起および係属中にも株主であること、③請求利益は公正かつ充分に他の株主および会社の利益を代表しなければならぬこと、という3点である。この基準を本件に当てはまると、①および②は満たされているが、③については必ずしも明らかではない。

さらに、株主代位訴権は、単独株主権であるのか、それとも少数株主権であるのかという疑問もある。裁判所に認定された事実からは、Xの持分の割合を判別することができないので、裁判所の判断は明らかでない。³⁷学説上は、少数株主権であると主張する説が有力である。³⁸その理由として、株主の代表性を挙げている。すなわち、原告株主の所有する株式数が少なくなると、当該株主が代表する株主の利益もすくなくなる。逆に所有する株式数は多ければ代表する株主の利益も多くなるため、代位訴訟の代表性が鮮明となるとするのである。³⁹そして少数株主権説は、単独株主権であるとすると、濫訴が多発する事態を招きかねないこともその理由の一つとする。⁴⁰

中国の株式会社、とくに上場会社では、国家株または法人株が株式総数の大多数を占めていることがしばしばである。たとえば、二〇〇〇年に有価証券報告書の虚偽記載により中国証券管理監督委員会から行政処分を受けた鄭百文株式会社

の株式総数は一億九七五八万二一九株であり、うち流通株一億七〇九万九二〇〇株、法人株六一〇万五〇五〇株、国家株二八八七万七八六九株である。⁴¹そして、会社の取締役が多くの場合、国家株または法人株の利害関係者である。国家株または法人株の代表者が取締役とともに、持株会社あるいは個人のために、会社の利益を犠牲にすることが、現在の中国で問題となっている上場会社の証券不祥事の根源となっている。株主代位訴権を少数株主権とすれば、中国の大規模会社では、持株数要件を満たす株式数を有する株主がいる可能性はゼロに近いと思われる。たとえば、前述の鄭百文株式会社の場合、仮に持株数要件が株式総数の一〇〇〇分の一に設定されても、訴訟を提起できる株主は一九七万五八二一株を有しなければならぬ。株価が一元であっても、一九七万円を超える資産を有しなければならぬ。現在の中国では、一九七万円という膨大な資産を有する一般株主はほとんど存在しない。

（二）株主による代位提訴の前提条件

前述の評釈では株主代位訴訟の前提条件を指摘している。すなわち、会社が権利侵害者を直接に提訴することを拒否しまたは怠った場合のみ、株主は代位訴訟を提起することができるとする。⁴²つまり、会社が提訴しないことが株主代位訴訟の前提である。これは合理的な考え方である。権利侵害を受

けたのは、社團の構成員と別の人格を有している会社である。会社が提訴するか否かを決めるのは、社團法人としての会社の権利である。ただ、会社との機関にその意思決定を行わせるのか、という問題がある。本件事案の裁判所は、社員総会に会社の提訴の意思決定を求めた。しかし、Y1はY2の社員である。事実認定からY1の持分の割合を判別することができないが、仮にY1がY2の大口出資社員である場合には、社員はその出資に比例にして議決権を行使する(四一条)という資本多数決原則のもとで、提訴しないという総会決議が出される可能性も十分ある。その際、裁判所は提訴拒否という会社の意思決定をあえて尊重すべきかどうかという問題もある。もし裁判所が、提訴しないという会社の意思決定を尊重し、Xに代位訴権を認めなかつたら、代位訴訟の効果は半減される。前述のように中国における大多数の株式会社では、国家株もしくは法人株が大株主となるケースがほとんどである。株主総会は提訴に関する会社意志決定機関である以上、大株主が権利侵害の行為者である場合には、一株しか所有しない株主はもちろん、少数株主も代位訴訟を提起することとは困難とならざるを得ない。しかし、一方、株主代位訴権を単独株主権とすれば、⁽⁴³⁾ 濫訴を招くおそれもある。また、有限会社の社員数と比べると、⁽⁴⁴⁾ 株式会社の株主数は膨大であるため、株主総会を招集することは手続的にもコスト的にも容

易ではない。このように考えれば、代位訴訟の目的と濫訴防止とのバランスを取りつつ、社員代位訴訟と株主代位訴訟を分けて法規制する必要があると思われる。

(三) 取締役および監査役の責任追及

本件事案ではY2自身がY1に対して中国契約法第二〇一条にもとづいて提起した貸金返還請求訴訟が、本件代位訴訟の本来の訴訟である。しかし、そもそも代表取締役兼執行役であるEが、中国会社法第六〇条一項に違反し、Y1にY2の資金を流用したものである。この結果、民事上、Eは会社に対して損害賠償責任を負い、刑事上、会社法第二一四条二項⁽⁴⁵⁾によつて刑事責任を負う。そして、Y2の監査役であるFにも責任がある。監査役会は有限会社の必要機関とされていないが(五二条)、監査役は必要機関とされている(五二条三項)。本件においても、Fが会社設立時に監査役に就任したと認定されている。有限会社の監査役の権限は、①会社財務を検査すること(五四条一項一号)、②取締役および執行役による会社の業務執行に際しての法律、法規または定款違反行為を監督すること(同条一項二号)、③取締役および執行役の行為が会社の利益を害したときは、取締役および執行役に対する是正を要求すること(同条一項三号)、④臨時総会の招集を請求すること(同条四号)、⑤会社の定款に定められるその他の権限を行使すること(同条一項五号)が明文され

ている。さらに、監査役は取締役会に出席する義務がある(五四条二項)。FはEが使途特定借入金をその指定された目的以外に流用したことに対して是正を命ずることが、会社法上Fに認められた権限であり義務でもある。これを怠ったことはFの職務懈怠である。よってFは会社に対してEと連帯してEの義務違反行為による損害賠償責任を負う。EおよびFはともに会社に対して損害賠償責任を負っているため、会社はEおよびFの責任を追及するための訴訟を起こすこともできる。この場合の株主代位訴訟は、株主の取締役・監査役に対する監督という性質も帯びている。本件事案では、EおよびFに対する損害賠償請求を目的とする株主代位訴訟が認められるかどうかについては不明である。日本法では社員または株主に取締役及び監査役に対する責任追及を目的とする株主代表訴訟制度が存在する(商法二六七条、有二三二条。現在においては、取締役に対する監督のために広く利用されている。大株主と共謀し一般株主の利益を貪る取締役が存在する中国では、このような制度を導入することは有益であると思われる。

三 裁判例の分析における中国会社法の問題点

本稿で紹介した四つの裁判例に共通する点は、そのいずれ

もが中国会社法において、社員・株主利益保護に対する配慮が乏しいという問題点を露呈していることである。社員権・株主権は社員・株主利益保護の道具であるという考えは、中国会社法の精神には存在しない。たとえば、有限会社の社員権として、投下資本を回収するための社員の持分譲渡請求権(三五条二項)が設けられているが、裁判例一では、社員によるこの権利の行使が拒まれている場合には、当該社員がなかなか救済を受けられないことが明らかになっている。また、株主の共益権として、株主総会・取締役会の決議が法令に違反し株主の合法的權益を侵害した場合には、株主には裁判所に対して当該違法行為および侵害行為の差止を請求する差止請求権(一一一条)が認められている。しかし、株主総会決議は多数決という原則のもとで運営されている。形式的になりがちとはいえるものの、近代株式会社の経営の原点ともいえるべき制度でもある。大株主の恣意的な決定から少数株主の利益を保護するのは、第一一条の機能である。この権利を行使するための具体的な原告適格、提訴事由、手続、判決の対世効に関する明文規定がない。したがって裁判例二および裁判例三では、この第一一条の適用の不便さが現われている。つまり、多数決原則との調和が図られておらず、少なくとも、多数決を否定する必要な基準を示していない。裁判例四では、裁判所は、有限会社の社員が行った会社に対する権利侵害行

為から他の社員の利益を守るため、成文法の枠から踏み出し、中国会社法に定められていない社員による代位訴訟を認めざるをえなかった。たしかに、裁判は当事者の紛争解決の道具であるにすぎないが、裁判で争われるのはあくまでも実体法上の利益である。中国会社法が社員・株主の利益保護を講じないかぎり、裁判所の法解釈には限界がある。つまり、会社法が社員・株主に自己の利益を守るための社員権・株主権を提供し、使えるための保障を与えない限り、社員・株主利益保護は机上の空論でしかないのである。

四つの裁判例の中で、もうひとつの問題点は、社員・株主による取締役等の行為への監督に関するものである。とくに、裁判例四における取締役による会社資金の流用は、取締役の職務懈怠、忠実義務違反であり、取締役の責任問題になり得る。社員・株主利益保護のためには、取締役に對する監督は正権がもつとも重要であるといつても過言ではない。なぜならば、取締役の行為は、会社に直接の影響を及ぼすだけではなく、社員・株主の利益にも影響するからである。そのため、取締役等が職務執行上、行為または不作為により会社に損害を生じさせた場合には、社員・株主による取締役に對する責任追及が、社員・株主の利益の回復につながる。

中国会社法においては、第五七条ないし第六三条が有限会社取締役・執行役・監査役の会社に對する義務、責任を定

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

めている。そして同法は株式会社取締役・執行役・監査役にも準用するとされている(二二三条二項)。さらに、第一二三条一項には株式会社取締役・執行役の忠実義務も定められている。この限りでは日本法と異ならないと思われるが、取締役等がそれらの義務に違反し会社に損害をもたらした場合の法律の扱いは異なっている。つまり、日本法において、監査役または社員・株主には、取締役らの責任を追及するための法的保障が与えられている。たとえば、監査役または株主の取締役違法行為差止請求権(二七五条の二、二七二条)、監査役または株主の取締役責任追及訴権(二七五条の四、二六七条)がある。これに對して、中国会社法では第一一一條の株主による決議執行差止請求権はなく、日本法に設けられているような法的制度が欠けている。ことに「所有と経営の分離」を考えれば、取締役等の責任追及を加えた業務執行に對する監督体制を確立することが肝心である。

また、裁判例三は株主平等の原則に触れている。株主平等の原則は、株主がその権利・義務に關して持株数に應じて比例平等的に取り扱われねばならず、法が別段の取扱いを認められた場合を除き、それに反する定款、総会・取締役会決議、取締役の業務執行等は無効と解されている。⁴⁶⁾ 株主平等の原則は、機能的には、支配株主の資本多数決の濫用等による差別的取扱いから、一般株主を守る作用を営むものとされている。⁴⁷⁾ 大

多数の中国株式会社には国家株または法人株という大株主が存在することを考えれば、少数株主保護の観点から、この株主平等原則の理論をより発展させるべきである。

四 終わりに

序で述べたように、中国会社法には社員・株主利益保護が欠けているという問題点があるにもかかわらず、これに関連する議論がほとんどみられない。最近の中国における会社法改正の議論には、中国会社法のドイツ型の企業統治モデルが企業不祥事を防止するには役立たないので、早急にアメリカ型の企業統治モデルへ転換すべきという論調が多くみられる。本稿は社外取締役および委員会制度の特徴を有するアメリカ型の企業統治モデルの善し悪しを評論するものではない。中国の会社法研究者にとって、グローバル・スタンダードになりつつあるこの企業統治モデルを正確に捉えることが重要な課題である。しかし、最近、中国に起こった多くの企業不祥事は、一般の株主の利益が無視されていることを象徴している。中国会社法に存在する株主利益保護に関する問題点を解決しない限り、単なるドイツ型企業統治モデルからアメリカ型企業統治モデルへの転換のみによって、企業統治の実効性を高められるとは考えにくい。つまり、株主利益保護をいか

に実現させるかということ企業統治の目的に据えない企業統治の議論には、現実的な意味はあまりないと思われる。本稿は、四つの裁判例の分析を通じて、中国会社法における社員・株主利益保護の在り方を論じてきた。本稿は、国有企業改革という中国特有の事情があることを説明し、中国会社法で定められている社員権・株主権が社員・株主利益保護のために機能していないことを明らかにしてきた。これをもたらし根本的な原因は、株主利益保護を会社法の目的としていない立法精神にある。中国会社法は、国策の一道具と考えられていた。そのため、そこで定められている社員・株主利益保護のための社員権・株主権は、『画に描いた餅』でしかなかった。最初から社員・株主が会社の外に置かれている。今後の会社法改正は、国有企業改革の一つの道具と位置付けられた中国会社法を、社員・株主利益保護の道具である真の意味の『会社法』に向かわせなければならず、単なる企業統治モデルの転換にとどまるだけでは充分ではないと思われる。市場経済のもとで、会社に投資した社員・株主の利益を保護することを、中国会社法改正の主題に据えなければならぬ。そのために、中国会社法が定めている各々の社員権・株主権を実効性のある権利にしなければならぬ。ことに所有と経営の分離を考えれば、取締役等の責任追及を加えた業務執行に対する監督体制を確立することは肝心である。つま

り、企業統治システムに社員・株主の役割を組み入れなければならぬ。これによって真の企業統治の実効性をもたらすことを期待できる。

(1) 鈴木竹雄「改正法における株主の共益権」『商法研究Ⅲ会社法(2)』

四一頁～四二頁(有斐閣・一九〇二)。

(2) 日本法と異なり、中国会社法は、日本の有限会社に相当する「有限責任公司」と、日本の株式会社と相当する「股份有限公司」を同一の法律によって規制する。両者は最低資本金の額によって区別される(有限会社の最低資本金は一〇万元(二五〇万円)(二三条二項四号)、株式会社のそれは一千万(一億五千万円)(七八条)である)ものの、用語を共通している場合が多い。たとえば、会社の構成員は「股東」、構成員の機関は、「股東大会」、構成員の持分は「股分」という同一の表現で表記されている。従って、本稿では議論を簡明にするため、中国の「有限責任公司」を有限会社と呼び、「股份有限公司」を株式会社と呼ぶ。そして、前者については日本の有限会社に関する用語を、後者については日本の株式会社に関する用語を用いることとする。また、「有限責任公司」・「股份有限公司」に共通する事項については、原則として日本の株式会社に関する用語に統一して表現することとする。

(3) 劉 璐「中国会社法制度の発展と国有株の意義」筑波法政三〇号二五三頁～二五四頁(二〇〇一)。

(4) 中国では裁判例を公開しないのが原則である。裁判の当事者、代

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

理人または法曹関係者以外の人にとって、裁判例を入手することは困難である。最高人民法院(日本の最高裁判所に相当する)が一部の重要裁判例を年度ごとに編纂して公開している以外に、一部地方レベルの中級人民法院(日本の地裁に相当する)も、一部重要と思われる裁判例をインターネット上で随時公開している。本稿が検討する四つの判例は主にそのような資料にもとづいている。なお、中国の最高人民法院の案例選は、日本の判例集と違ったスタイルを採っている。つまり、判決文がそのまま記載されるのではなく、裁判官が編集したものが掲載されている。本稿で取り上げた四つの判例は、判例一を除いて、資料となる中国の案例選のスタイルとなっているため、日本の読者は違和感を覚えるかもしれないので、ご了承ください。なお、中国の裁判制度は二審制である。民事訴訟において、訴訟の目的の価額が五〇〇万元以下、または一〇〇万元以下の涉外案件である場合には、地方の人民法院(各区または県の人民法院)が第一審裁判所となる。同価額が一億以上一億元以下、または一〇〇万元以上八〇〇万元以下の涉外案件である場合には、中級人民法院が第一審裁判所となる。同価額が一億元以上、または八〇〇万元以上の涉外案件である場合には、高級人民法院が第一審裁判所となる。

(5) 本稿で用いている中国会社法の日本語訳は、判例タイムズ八五七号七〇頁～九〇頁(一九九四)に掲載されている参照資料である。「中華人民共和国会社法」にもとづいている。ただし、この日本語訳では、会社の機関である「經理」(日本語でいう「経理」とは別の意味を有する)という役職が「支配人」と訳されている。この訳語に関しては議論する余地があるため、本稿では、「支配人」を「執行

役」と読み替えているので、「了」承いただきたい。

- (6) この制限に違反して行われた譲渡に関して、譲渡の効力の問題、または譲受人と会社との関係問題が発生するが、株主・社員利益保護という本稿の範囲から外れるため、ここでは検討しない。

- (7) 本稿で取り上げられている四つの裁判例のうち、三つが有限責任会社に関するものである。注二で述べたように、有限責任会社については、日本の有限会社に関する用語を用いる。日本の有限会社法は、株式会社、株主、株式および株主総会と区別し、それぞれ社員、持分および社員総会と読み替えているが、中国会社法はこのように区別していない。本稿は便宜上日本の有限会社法に倣って社員、持分、社員総会という名称を用いる。

- (8) http://210.74.247.131/internet_1/home/cpws/preview.jsp?paper_code=1&orig_year=2000&orig_sort=210321&orig_no=16432003527。

- (9) 中国会社法では日本の有限会社法第一〇条・第一八条のような規定が設けられていない。また、ドイツ有限会社法五条二項・三項のような規定も存在しない。つまり、中国会社法は、日本の持分均一主義・複数主義、あるいはドイツの単一主義・不均一主義のいずれをとるのかについて、会社の自治に任せている。本件事案の事実からみれば、Yは均一主義・複数主義をとっている。

- (10) この文言は日本法を照らして考えれば理解しにくいものである。日本の有限会社法第四一条または日本の商法第二三四条は、定時総会につき、年に一回の招集を強制しているのに対して、中国会社法第四三条二項前段は以下のようなものである。すなわち、「定時総会は、会社の定款の定めに従い定期的にこれを招集しなければならぬ。」これを見る限り、中国の有限会社は年に一回の定時総会招集が強制

されていない。そのため、本件事案のYのような定め方も可能である。

- (11) 「企業体制改革弁公室」というのは、国有企業から会社への組織変更に対する指導・管理を行う行政機関である。

- (12) これは原文を直訳したものである。「会社が社員の権利を執行していない」という文言を文脈から理解すると、「会社が社員の権利を保護していない、かつ自分の義務を履行していない」と読み替えた方が合理的であると思われる。

- (13) これに対して、株式会社はその定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定められるかどうかという問題についてもまた議論の余地がある。第一四三条は、株主が所有する株式は、法にもとづいて譲渡することができるものと定めている。これを見る限り、中国会社法は、株式の絶対的な自由譲渡性を掲げていないように思われる。実際に中国会社法はいくつかの株式譲渡制限を法定している。発起人の株式譲渡制限(一四七条一項)、取締役・監査役・執行役所有の株式の譲渡禁止(一四七条二項)などがある。

- (14) 第三五条二項が予定している全社員の過半数の同意を得るための社員総会を招集しない場合も含む。

- (15) 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選 精編本(上)』七八三頁(新華出版社、二〇〇二)(以下、人民法院案例選として引用する)。注(2)で述べたように、この『人民法院案例選』は、判決文そのものを掲載しているのではなく、裁判官の編集を受けたものを掲載している。それ以外に、判決内容と別に、裁判官の評釈も掲載されている。ここで紹介する内容は、この『人民法院案例選』のスタイルに則っている。

(16) 民法通則第五八条一項五号「法律または社会公共の利益に反する民事行為は無効である。」

(17) 以下の議論はすべて、有限会社にも第一一条が適用されることを前提に述べられたものである。

(18) 条文の文言では、「かつ」という接続詞を使っていないため、どちらにも解釈できる。ちなみに、「かつ」に相当する中国語の単語は「并且」になるが、第一一条ではこの単語は使われていない。

(19) 王保樹編『中国商法』一六六頁(人民法院出版社・一九九八)；志村治美編『中国会社法論』一五七頁(晃洋書房・一九九八)。

(20) 中国民事訴訟法は財産保全に限って仮処分を認めている(九二条)。同法には日本の民事訴訟法第二三条二項のような、仮の地位を定める仮処分制度がない以上、中国会社法において、株主に差止請求権が与えられることは重要である。

(21) この考え方による株主差止請求権は、日本の有限会社法、商法における社員・株主差止請求権の趣旨とは異なっている。日本では、株式会社・有限会社の取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他の法令または定款に違反する行為をなそうとしているとき、その行為が会社に回復できない損害を生じさせるおそれがある場合には、社員・株主は、会社のため、その行為の差止を取締役に対して請求することができる(商二七二条・有二三二条の二)。

しかし、日本法の社員・株主による取締役の違法行為の差止請求訴訟は、訴訟の目的物が積極的な給付ではなく消極的な行為の差止であって、事後の救済ではなく事前の救済方法であるとされている。鈴木竹雄『会社法 全訂第五版』二〇〇頁(弘文堂・一九九四)。

(22) 王・前掲注(19)一六七頁；志村・前掲注(18)一五七頁〜一五八頁。

中国会社法における株主の利益保護に関する一考察(劉)

(23) 王・前掲注(19)一六六頁；志村・前掲注(18)一五七頁。

(24) 前掲注(15)『人民法院案例選』七八八頁。

(25) 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選 一九九三年第三輯』一八三頁(時事出版社・一九九九)以下、人民法院案例選第三輯として引用する。この判例の検討については、同じく『人民法院案例選』のスタイルに則っている。

(26) 中国会社法第一四九条一項「会社は、自己の株式を取得してはならない。但し、会社資本を減少するために株式を消却するとき、または自己の株式を有する他の会社と合併するときは、この限りではない。」

(27) 前掲注(25)『人民法院案例選 第三輯』一八八頁。

(28) 前掲注(25)『人民法院案例選 第三輯』一八八頁〜一八九頁。

(29) 中国会社法第一〇三条八号は、会社の資本の増加または減少を決定することは株主総会の権限であると定めている。

(30) 中国語の原文は、「股分的発行、実行公開、公正の原則、必須同股同権、同股同利」である。

(31) 前掲注(15)『人民法院案例選』の事件名として、株主代位訴訟という表現が用いられている。本稿においても、そのような表現がそのまま使われている。しかし、その性質は日本の株主代表訴訟と同じものと考えられる。

(32) 前掲注(15)『人民法院案例選』七八九頁。この判例を検討する場合にも、『人民法院案例選』のスタイルに従っている。

(33) 中国の民事訴訟法は、訴訟当事者による訴えの取下げについて、裁判所の裁定を得なければならぬと定めている(二四〇条五号)。なお、裁定は判決と同一の効力を有する。

- (34) 前掲注(15) 『人民法院案例選』七九二頁。本件事案は有限会社社員
の代位訴権を認めた判決であるが、株式会社株主にもこのよう
な代位訴権を認めるのが合理的であると思われる。
- (35) 前掲注(15) 『人民法院案例選』七九二頁。
- (36) 前掲注(15) 『人民法院案例選』七九二頁。
- (37) 注(9)で述べたように、中国会社法は有限会社の持分の形態につ
き、会社の自治に任せている。本件事案のY1が持分均一・複数主
義または持分不均一・単数主義のいずれを選択しているかは不明で
ある。仮に持分均一・複数主義であったとしても、必ずしも本件事
案の裁判所が単独株主権説を採っていると断定することはできない。
- (38) 陳朝陽『股東代表訴訟制度研究』現代法学二二卷五期一一頁、
一一二頁(二〇〇〇)。
- (39) 陳・前掲注(38)一一頁、一一二頁。
- (40) 陳・前掲注(38)一一頁、一一二頁。
- (41) 賈緯『特定情況下的默示同意原則的効力』法律適用二〇〇二年三
月期三五頁。
- (42) 前掲注(15) 『人民法院案例選』七九二頁。
- (43) 中国会社法は、有限会社の社員数を五〇人までと制限している(二
〇条一項)。
- (44) 中国会社法第六〇条一項「取締役、執行役は会社法の資金を流用
し、または会社の資金を他人に貸し付けてはならない。」
- (45) 中国会社法第二四條二項「取締役および執行役が会社資金を無
断で流用し、または会社資金を他人に貸し付けたときは、会社資金
の返還を命じ、会社が処分を行い、その得た収入は会社の所有に帰
する。犯罪を構成するときは法に従い刑事責任を追及する。」
- (46) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法 第二版』一一七頁(有斐閣・
二〇〇二)。
- (47) 江頭・前掲注(46) 一一七頁。
- (48) 中国では、株主平等原則理論に関する理論研究はほとんど見られ
ないが、少数株主利益の保護を考えると、この理論研究はこれから
の会社法研究の重要な分野になると思われる。本稿では株主平等原
則の議論を展開させていないが、別項の問題として稿を改めて検討
する必要があると思われる。

(筑波大学大学院社会科学研究科)